

○御前崎市企業立地奨励補助金交付要綱

(平成22年2月26日告示第16号)

改正 平成25年3月4日告示第23号 平成27年2月18日告示第26号
平成28年3月15日告示第31号 平成30年5月10日告示第82号
平成31年2月1日告示第15号 令和2年2月10日告示第13号

(趣旨)

第1条 市長は、地域産業の振興及び就業の場の確保を図るため、御前崎市内に事業所を設置する民間の企業若しくは組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人(以下これらを「企業等」という。)に対し、予算の範囲内において企業立地奨励補助金(以下「奨励金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、御前崎市補助金等交付規則(平成16年規則第37号)及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所 次に掲げる施設のいずれかであって、市長が立地を推進する施設をいう。

ア 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号。以下「産業分類」という。)の大分類Eに掲げる製造業の用に供する施設

イ 産業分類の小分類に掲げる分類符号391のソフトウェア業の用に供する施設若しくは分類符号711の自然科学研究所の用に供する施設(以下「研究所」という。)

ウ 産業分類の小分類に掲げる分類符号751の旅館、ホテル業の用に供する施設であって、国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)に基づく登録宿泊施設

エ 産業分類の中分類に掲げる分類符号44の道路貨物運送業、分類符号45の水運業及び分類符号47の倉庫業の用に供する施設

オ 施設園芸(農作物の生育条件を一定の施設により調節し及び管理して、これを栽培することをいう。)(産業に関する分類に定める日本標準産業分類の小分類に掲げる分類符号011の耕種農業に係る施設園芸に限る。)の用に供する施設のうち、当該施設園芸に係る生育条件及び生育のモニタリングを基礎として、高度な生育条件の調節及び生育の予測を行うことにより、年間を通じて計画的に農作物を生産することができる施設

カ 産業分類の大分類Fの電気・ガス・熱供給・水道業の用に供する施設

(2) 設置 次に掲げる要件の全てに該当する事業所の設置をいう。

ア 事業所の用に供する土地を売買又は賃貸借により取得するとともに、建物を新築又は増築した上で機械設備を購入し、業務を開始する(会社法(平成17年法律第86号)第768条第1項第1号に規定する株式交換完全子会社又はこれに準ずる会社が業務を開始する場合を含む。以下同じ。)こと。なお、立地形態については、新設のほか、増設及び移設を含む。

イ 当該事業所への固定資産税の課税が平成22年4月1日以降であること。

ウ 前号ア、ウ又はエに規定する施設(以下「製造業等」という。)の新設の場合は、当該事業所の従業員(雇用保険法(昭和49年法律第116号)上の一般被保険者)の内2人以上の新規雇用者(パートタイマーについては、2分の

1換算とする。以下同じ。)があること。

エ 前号カに規定する施設（以下「電気業等」という。）の新設の場合は、業務を開始するときの当該事業所の人数が5人以上で、内1人以上の新規雇用者があること。

オ 既に市内に事業所がある企業等が行う製造業等若しくは電気業等の増設又は移設の場合は、1人以上の新規雇用者があること。

カ 研究所については、専ら開発又は研究の業務に使用する床面積が200平方メートル以上であり、かつ、研究員の人数が業務を開始するときに5人以上で、内1人以上の新規雇用者があること。

- (3) 新設 市内に事業所を有しない者が、市内に新たに事業所を設置し、又は市内に事業所を有する者が、既存敷地とは別に事業所を設置することをいう。
- (4) 増設 市内に事業所を有する者が、事業規模を拡大する目的で、市内の別の敷地において新たに事業所を設置すること、又は既存敷地若しくはこれに隣接した敷地において当該事業所を拡張することをいう。
- (5) 移設 市内に事業所を有する者が、事業規模を拡大する目的で、既存事業所の全部又は一部を廃止する計画のもとに、市内の別の敷地において新たに事業所を設置することをいう。
- (6) 研究員 専門知識を有し、アの業務に専ら従事する者でイの資格を満たすものをいう。

ア 業務

(ア) 自然科学研究所にあつては、自然科学に関する専門的又は科学的な試験、研究等の業務

(イ) ソフトウェア業にあつては、電子計算機による情報の整理、加工、蓄積、検索等に関するシステムの分析若しくは設計又はプログラムの設計、作成等を行う高度で技術的な業務

イ 資格

(ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第1項に規定する博士の学位を有する者

(イ) 学校教育法第104条第1項に規定する修士の学位を有する者で、当該試験、研究等の業務に従事した経験年数が1年以上の者

(ウ) 学校教育法第104条第1項に規定する学士の学位を有する者で、当該試験、研究等の業務に従事した経験年数が3年以上の者

(エ) 学校教育法第108条第3項に規定する短期大学若しくは同法第1条に規定する高等専門学校を卒業し、又は同法第125条第1項に規定する専修学校の専門課程を修了した者で、当該試験、研究等の業務に従事した経験年数が5年以上の者

(オ) 学校教育法第1条に規定する高等学校を卒業した者で、当該試験、研究等の業務に従事した経験年数が7年以上の者

- (7) 設備投資額 事業所を設置するために要した費用のうち、家屋及び償却資産の取得に要した費用を合計した額をいう。この場合において、直系血族間若しくは自己が役員となっている法人との取引又は親会社、子会社その他の関連会社間の取引に係る費用は含まない。

- (8) 新規雇用者 事業所の設置に伴い、新たに雇用された雇用保険法上の一般

被保険者をいう。

- (9) パートタイマー 雇用保険法上の一般被保険者であって、一週間の所定労働時間が30時間未満である者をいう。
 - (10) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げるものをいう。
 - (11) 業務開始日 補助対象となる経費の支払が手形の決済を含めすべて完了するとともに、計画された雇用が達成されて本格的に操業を開始する日をいう。
 - (12) 耐用年数 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた年数をいう。
- （補助の対象及び交付額等）

第3条 この補助金の対象となる事業の要件並びに交付額は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 新設の場合は、次の区分ごとに定める要件を満たしていること。
 - ア 設備投資額が、製造業等又は電気業等である場合は、3億円以上であること。ただし、中小企業の場合は、1億円以上であること。
 - イ 設備投資額が、研究所である場合は、1億円以上であること。ただし、中小企業の場合は、5,000万円以上であること。
- (2) 増設の場合は、次の区分ごとに定める要件を満たしていること。
 - ア 設備投資額が、製造業等又は電気業等である場合は、2,500万円以上であること。ただし、当該事業所の増設により、市内における全事業所の床面積の合計が増加すること。
 - イ 設備投資額が、研究所である場合は、2,000万円以上であること。ただし、当該事業所の増設により、市内における全事業所の床面積の合計が増加すること。
- (3) 移設の場合の設備投資額は、第1号の規定に準ずる。

2 奨励金の額は、新設、増設又は移設した事業所に必要な固定資産の維持に要する経費のうち当該事業所に課される土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税額とし、年1億円を限度とする。

3 奨励金の額に、1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（奨励金の交付期間）

第4条 奨励金の交付期間は、新設又は移設の場合は業務開始日以降最初に固定資産税が課される年度から4年間とし、増設の場合は業務開始日以降最初に固定資産税が課される年度から3年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、各年度において御前崎市税条例（平成16年条例第54号）に定める納期までに市税を納付していないとき、又は公共料金の支払に滞納があるときは、当該年度分の補助金は交付しない。

（予算措置の依頼）

第5条 奨励金の交付を受けようとする企業等（以下「申請者」という。）は、業務開始日以降最初に固定資産税が課された年度の10月31日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 予算措置依頼書（様式第1号）
- (2) 企業等概要調書（様式第2号）
- (3) 固定資産税の納税通知書と課税明細書の写し

2 2年目以降についても前項に準ずるものとするが、様式第2号については、提出を要しない。

(交付の申請)

第6条 申請者は、奨励金の交付を受けようとするときは、当該年度の固定資産税を完納した翌年度の5月31日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書兼実績報告書（様式第3号）
- (2) 事業実績書（様式第4号）
- (3) 収支決算書（様式第5号）
- (4) 設備投資額を証する書類の写し（土地、家屋及び償却資産の売買契約書等）
- (5) 従業員名簿（様式第6号）
- (6) 研究員名簿（様式第7号。研究所の場合に限る。）
- (7) 納税証明書又は納税を証する書類
- (8) 雇用保険被保険者証等の写し
- (9) その他必要と認める書類

2 2年目以降の申請にあつては、前項第2号、第3号及び第4号の書類については、提出を要しない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、これを審査し、交付の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すことができる。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 業務内容の変更をしようとするとき。

イ 業務を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 奨励金の交付対象となった固定資産については、業務開始後10年以内に譲渡し、交換し、貸し付けてはならない。ただし、償却資産等で、その耐用年数を超えたものを除く。

(3) 奨励金の交付対象となった固定資産については、業務開始後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(4) 市税及び公共料金を滞納しないこと。

(5) その他必要と認めること。

3 市長は、第1項の決定をしたときは、申請者に対して、奨励金交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第8号）又は奨励金不交付決定通知書（様式第9号）により通知しなければならない。

4 前項の通知は、交付申請書の提出された翌年度とし、奨励金の交付時期も同様とする。

(決定の取消等)

第8条 市長は、奨励金の交付の決定を受けた者（以下「交付対象事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該決定の全部又は一部を取り

消すことができる。

- (1) 事業所を廃止し、又は休止したとき。
 - (2) 市税の滞納又は公共料金の支払を滞納したとき。
 - (3) 偽りその他不正の行為により奨励金の交付を受けたとき。
- 2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る奨励金が既に交付されているときは、奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 3 市長は、前項の規定により奨励金の全部又は一部の返還を命ずるときは、交付対象事業者に対して、奨励金返還通知書（様式第10号）により通知しなければならない。

（地位の承継）

第9条 譲渡、合併その他の理由により交付対象事業者の事業を承継した企業等（以下「承継事業者」という。）は、当該事業が継続される場合に限り、次に掲げる書類を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 地位承継申請書（様式第11号）
 - (2) 承継の事実を証する書類又はその写し
 - (3) その他必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による承継を承認したときは、承継事業者に対して、地位承継承認通知書（様式第12号）により通知しなければならない。

（請求の手續）

第10条 交付対象事業者は、奨励金交付決定通知書兼交付確定通知書を受領した日から起算して7日を経過した日までに請求書（様式第13号）を市長に提出し、請求の手續を行わなければならない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けた場合で、補助要件を満たしている者は、奨励金の交付期間満了まで引き続き効力を有する。

附 則(平成25年3月4日告示第23号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月18日告示第26号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月15日告示第31号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年5月10日告示第82号)

この告示は、平成30年5月10日から施行する。

附 則(平成31年2月1日告示第15号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月10日告示第13号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。